

令和 8 年 9 月 2 4 日

海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の
一部改正案に関する意見募集の結果について

中国運輸局では、令和 8 年 7 月 2 3 日から令和 8 年 8 月 2 4 日までの間、海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関する御意見はございませんでした。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募 集 期 間 : 令和 8 年 7 月 2 3 日 ~ 令和 8 年 8 月 2 4 日
- (2) 周 知 方 法 : 中国運輸局ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法 : 電子メール

2. 意見数

提出意見数 0 件

3. 定めようとする命令などの題名

海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改正案

4. 改正年月日

令和 8 年 1 0 月 1 日

5. お問合せ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課
電話番号 0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9

6. 公募資料

意見公募時資料

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案」
の御意見募集について

令和 8年 7月 23日
中 国 運 輸 局

中国運輸局では、「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正」を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、同基準の公示を改正する際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案

2. 意見募集期間

令和 8年 7月 23日(木) ~ 令和 8年 8月 24日(月)まで

3. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に記入の上、以下の方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

[電子メール(テキスト形式)による提出]

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

電子メールアドレス : cgt-ryokaku★gxb.mlit.go.jp

(送信の際は、「★」を「@」に置き換えて送信してください)

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改正案」としてください。

4. 留意事項

- ・氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性があるので、御承知おきください。
公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

TEL:082-228-3679

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電 話 番 号		
電子メールアドレス		
意 見		

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」 について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第4条第1号から第5号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

3. 審査基準（サービス基準）改正案について

（1）指定区間番号47「日生諸島」（岡山県）

① 改正する内容

その他（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたり航路を維持するためには、利用実態に応じた効率的な運航体制への見直しが必要である。このため、当該区間における各便に求める最低輸送能力を見直すことにより、より小型の代替船舶でも運航を可能とし、将来にわたって安定した航路の維持を図るため。

4. 施行日（予定）

令和 8 年 10 月 1 日 （予定）

指定区間に係るサービス基準改正案

【現 行】

【下線の部分は改正部分】

番号	指 定 区 間		サ ー ビ ス 基 準		
	名 称	区 間	運航日程	運航回数	その他
47	日生諸島	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日6往復	<u>旅客45名</u>
		鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日4往復	
		大多府漁港と頭島漁港との間	毎日	1日4往復	

【改正案】

【下線の部分は改正部分】

番号	指 定 区 間		サ ー ビ ス 基 準		
	名 称	区 間	運航日程	運航回数	その他
47	日生諸島	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日6往復	<u>旅客43名</u>
		鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日4往復	
		大多府漁港と頭島漁港との間	毎日	1日4往復	